東日本大震災時の生衛組合の「60万食弁当支援」を振り返って

～指導センターのもう一つの役割を考える～

全国指導センター主催　令和6年度経営指導員オンライン研修会

2024年（令和6年）11月27日

元岩手県生活衛生営業指導センター

専務理事　尾形盛幸

講師略歴

岩手県奥州市出身。元岩手県職員。在職中、短大開設準備室で宮古短大開設、北海道事務所長で岩手の観光物産PR、社会貢献活動促進監で県内ボランティア活動活性化従事、保健福祉環境部兼保健所勤務を経て、最後は医師確保対策室で公立病院勤務医確保を担当する。

平成21年4月から5年間岩手県生活衛生営業指導センター勤務。その後、岩手県国保連で奨学金医師養成事業、現在は奥州市医療局で医師養成事業に従事。

今日お話しすること…

２０１１年3月１１日発生の東日本大震災から１３年８か月経過。その後も、震度７の巨大地震が、２０１６年の熊本地震、２０１８年の北海道胆振東部地震、２０２４年１月の能登半島地震と次々に発生。

東日本大震災の被災状況：岩手県で死者・行方不明者5,920名、家屋倒壊数24,747棟。
岩手県の生活衛生同業組合員（ 3,930名）：死者・行方不明者46名、家屋倒壊数774棟、組合員の約20％が被災

大規模災害が発生：その時、私たち生衛業者は何ができるのか・・・岩手県の事例を紹介

実施できた理由　⇒ **『備え』があった**から。

2009年から『行政との災害支援協定締結準備』
目的：宮城県沖地震への備え、組合員減少対策

Ⅰ　震災発生後に60万食の避難所等弁当支援

Ⅱ　暮らし再建・なりわい再生事業の展開

Ⅲ　市町村と各地区連絡協議会との災害支援協定

Ⅳ　まとめ：生衛組合、指導センターの有する社会的機能を再確認

Ⅰ 震災発生後に60万食の避難所等弁当支援 (1-1)

災害救助法では、都道府県知事が救助の実施主体として、避難所の設置や、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の供与などを行うことになっている。これらの費用は、都道府県が負担し、都道府県の財政力に応じて５割～９割を国が負担

東日本大震災の際の避難所の給食経費

被災当時の基準額：『炊き出しなどによる給食は1日1人1,020円以内⇒**1,500円以内に改正**！

大震災で物流ストップ、店舗も被災している状況での　**4万人超の食事確保は困難を極めた。**

パンやおにぎり確保がようやくといった状況

岩手県は、避難所生活を送っている皆さんへ**良好なる食事を提供することに苦慮**
2011年3月現在：岩手県沿岸部12市町村の避難所数は364箇所、避難者数43,804人

1　弁当支援事業のきっかけ

3月15日**（震災から4日後）**、盛岡地区生活衛生同業組合連絡協議会役員が岩手県指導センターを来訪。
盛岡地区から**「被災地避難所へ食事を提供したい」との申し入れ**があった。

早速、岩手県農林水産部流通課に、**生活衛生同業組合組織のことを説明**し、沿岸部被災地への**避難所弁当供給が可能である旨説明を行い、検討を依頼**した。

Ⅰ 震災発生後に60万食の避難所等弁当支援 (1-2)

２　岩手県からの依頼

（1）３月24日**（震災から13日後）**、岩手県農林水産部流通課から、**《被災地への定常的な弁当供給の検討依頼》**があった。※　提供は、避難所＋幼稚園・小中学校＋高校の給食含む

目的：・長期化する避難所生活に対応して**非常食から日常食への転換**

- **被災者の食生活の充足・安定と避難所の労力の軽減**
- **避難所の炊出しや食糧の分配等の作業の軽減**
- **市町村の労力の軽減**など

（2）昼食用弁当を**内陸から避難所及び小中学校等へ毎日供給**（その後、避難所は夕食弁当に変更）

（3）**弁当代金は県が負担**（500円/食（配達料込み）を基本）

（4）弁当供給企業への受発注管理、品質管理指導、清算業務、配達員からの現地情報の集約と報告等の業務を**岩手県指導センター（岩手県生活衛生同業組合中央会）に委託**

（5）　メニューは、**避難所のオーダーになるべく対応**

（6）**市町村との連絡調整、供給箇所の特定は岩手県流通課が担当**

Ⅰ 震災発生後に60万食の避難所等弁当支援 (1-3)

3 事業内容と効果検証

(1) 4月7日**(震災から27日後)**から避難所が解消される8月下旬までの間、災害救助法にもとづく避難所弁当（被災した生徒の学校給食を含む）**60万食を届けた**

※この事業に関わった事業者は27業者、1業者平均約1千万円

(2) **4地域に分割し支援**（被災地が南北に約160ｋｍと広範。搬送時間等を考慮）

- **久慈地区**・・・・・・・・・・・久慈市、野田村、田野畑村の被災地を担当
- **盛岡地区**・・・・・・・・・・・山田町、宮古市の被災地を担当
- **花巻、北上、遠野地区**・・・釜石市、大槌町の被災地を担当
- **奥州地区、一関地区**・・・・大船渡市、陸前高田市の被災地を担当

(3) **前半は内陸部の事業者、後半は被災地事業者**に、業務の一部を引き継ぎ。

(4) 事業者への弁当代金は１週間単位で支払い完了。**地元の新鮮な食材の確保や良質の弁当作り**に集中できた。

(5) 食中毒事故を起こさずに終了: 片道100ｋｍ以上あり、配り終えるのに3時間から5時間ほどを要した

(6) **岩手県流通課が市町村と連携**して、弁当必要量を調べ、県指導センターへの発注や窓口事業者への連絡調整、**事業者への早期支払いなどを円滑に行った事が成功の秘訣**

(7) 弁当支援事業に取組み、**経営危機を乗り越えた店もある**。

(8) **事業者間の一体感が生まれ、連携が深まり、次の復興支援事業へと展開**

Ⅰ 震災発生後に60万食の避難所等弁当支援（1-4）

4 「広範な被災地」を分割し支援！

内陸地域

- 盛岡地区
- 花巻地区
- 遠野地区
- 北上地区
- 奥州地区
- 一関地区

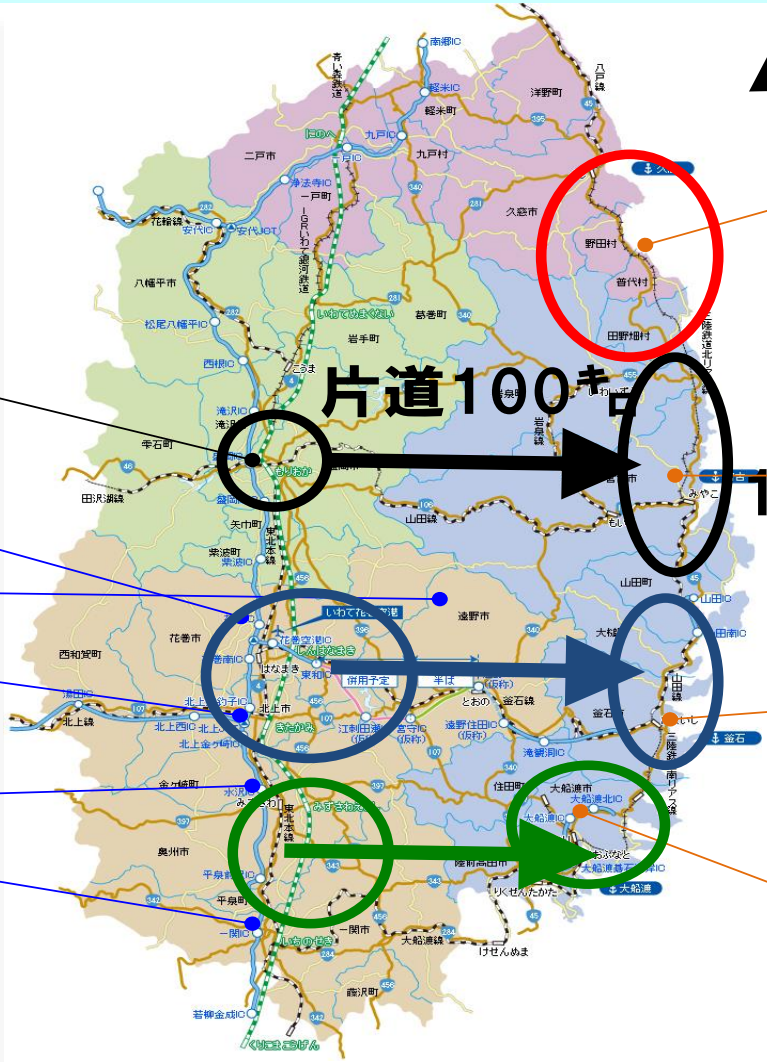

沿岸地域

- **久慈地区**（久慈市、野田村、田野畑村）
- **宮古地区**（宮古市、山田町）
- **釜石地区**（釜石市、大槌町）
- **気仙地区**（大船渡市、陸前高田市）

Ⅰ 震災発生後に60万食の避難所等弁当支援 (1-5)

震災直後のお弁当支援 盛岡地区生活衛生同業組合連絡協議会

極力地元の食材を使い、また、沿岸部の被災者を思い、魚や野菜も多く入れるよう努力した

ちらし寿司以外は、ご飯とおかずの　トレー　は別々にしました

取引業者の保冷車をお借りして、盛岡市内の事業者が作ったお弁当を持ち寄り、一括搬送した。

Ⅰ 震災発生後に60万食の避難所等弁当支援 (1-6)

被災生徒に昼夕弁当

県、再開の高校などに順次

東日本大震災で甚大な被害を受けた沿岸部の学校再開に合わせて、避難所などから通学する高校生への弁当供給が、25日始まった。昼食に加え、部活動や課外活動を行う生徒には夕食も提供。被災地域の生徒が食事に困らないように対応する。

弁当を供給するのは沿岸地域の高校9校と特別支援学校2校。避難所で生活したり、食事の配給を受けている生徒が主な対象となる。弁当は県が委託し、内陸部などの業者が調理、配送する。

供給先は高校が大船渡、大船渡東、住田、釜石、釜石商工、岩泉、久慈、久慈東、久慈工の9校で、合わせて昼食379食と夕食46食を提供。特別支援学校は宮古恵風と釜石祥雲の2校で、昼食54食を届ける。

県教委によると、沿岸の8高校がまだ再開していないため、供給先は今後増える予定という。

県教委の上田幹也高校改革課長は「しっかり食事を取り、充実した学校生活を送ってほしい。今後再開する学校についても対応していく」と話す。

給食は仕出し弁当　陸前高田の14小中学校

河北新報 23.4.26

給食の弁当を食べる児童＝25日、陸前高田市高田小

岩手県陸前高田市の14小中学校は、給食を仕出し弁当でしのいでいる。給食センターに市災害対策本部が置かれ、調理できないからだ。

高田小（児童301人）では25日、児童が「おいしい給食いただきます」と唱和し、奥州市から届いた弁当を食べた。献立は、ご飯にオムレツ、サラダ、バナナ。牛乳も1本付いた。約30人の教職員も同じだ。

市教委によると、給食の復活は6月ごろ。温かい給食はもう少しお預けだが、木下邦男校長は「学校で子供たちが普通に近い生活をできると知って、ほっとする保護者も多い」と言う。

久しぶり「おかわり」

山田の小中学校 弁当の配布始まる

山田町の小中学校で9日、被災して弁当を持参できない児童と生徒のために弁当の配布が始まり、奥州市の給食センターで調理された約1450食が届けられた。教室では「おいしい」「おかわり」と子どもたちの歓声が響いた。

午前11時半ごろ、同町大沢の大沢小に約100食が到着。焼き魚やギョーザにコンブ、ご飯とバランスが取れた弁当で味も上々。4年生の福士遥奈さん（9）は「普段はしないけど、きょうは食べられる」とご飯をおかわり。大久保裕明校長は「温かい弁当を全員で食べられて良かった。非常に助かる」と喜んだ。

町内には、もともと学校給食を実施していない小中学校が10校あり、児童生徒は弁当を持参していた。震災後は弁当を作れない家庭も多く、災害救助法の支援物資として「弁当給食」が行われた。

大沢小で「弁当給食」を食べる子どもたち

Ⅱ 暮らし再建・なりわい再生事業の展開 (2-1)

2011年9月に福興応援団**『暮らし再建・なりわい再生プロジェクト』**を立ち上げ、**飲食系組合の炊き出し**や、興行組合の**映画上映会**、社交飲食組合の**カラオケバス事業**、理容・美容組合の頭・肩・腕の**マッサージ提供等**の**被災地及び被災事業者復興支援に取り組む**。

1 被災事業者と連携した被災者及び被災組合員支援事業

POINT

- **厚生労働省の国庫補助金を活用した事業**
  国に要望した結果、平成23年度から生活衛生同業**組合が直接厚生労働省に対しての補助金申請が認められた**。
  ※以前は、全国連合会経由
- 国庫補助金総額は、平成23年度が７組合７千２百万円余、平成２４年度は９組合２千９百万円余の交付を受けて実施。２年で１億円余。

2 事業内容・・・福興応援団『暮らし再建・なりわい再生プロジェクト』

多くの被災事業者も参加し、被災者を激励するとともに、**被災者から励まされる場面**も多く見られた。
支援対象の参加者は次のとおり。

①９月28日（水）野田村役場周辺・・・参加者600人
②10月26日（水）山田町役場周辺・・・参加者800人
③11月21日（月）宮古市グリーンピア三陸みやこ・・・参加者600人
④12月19日（月）一関市千厩町・・・参加者150人（内陸部の避難生活者対象）

参加者2,150名、スタッフ403名（うち被災者136名）、行政関係者170名

Ⅱ 暮らし再建・なりわい再生事業の展開 (2-2)

3 東日本大震災復興支援事業実施風景（平成23年9月～12月）

すし業組合：握り寿司提供

中華料理組合：ラーメン提供

飲食組合：すり身汁・牛丼提供

支援事業の横断幕

久ぶりに会ったご近所との語らい

88,000曲準備した社交事業組合のカラオケバス

半年ぶりのカラオケを楽しむ皆様

Ⅱ 暮らし再建・なりわい再生事業の展開 (2-3)

３ 東日本大震災復興支援事業実施風景（平成23年9月～12月）（続き）

興行組合による被災地映画上映会

保健所や栄養士会による健康相談・栄養相談会

美容業組合の腕揉みサービスと理容組合による頭・肩のマッサージ提供

Ⅱ 暮らし再建・なりわい再生事業の展開 (2-4)

４ 効果検証・・・アンケート調査結果等から（平成23年9月～12月　4回実施）

被災者から**『イベントで知り合いと会い、気持ちが晴れた。』**
『被災後、外にあまり出ることがなかったので皆さんと会えてとても感激。』
『バラバラになった人たちとの再会・交流の場となり嬉しかった。』との声が寄せられた。

移動映画やカラオケバスも、『珍しくお腹を抱えて笑った』
『半年振りのカラオケは楽しかった』、『前から見たい映画だったので感動した』
『映画館もない状態で映画会をしていただきうれしい』と好評。

食事に関しては、**『震災後初めてにぎり寿司を食べた。』『ラーメン・寿司みんな美味しかった』**と好評、食事を待つ間の、被災住民同士の交流や、理容・美容組合の頭・肩・手のひらマッサージ、保健所等の栄養相談や健康相談コーナーも盛況。

共同によるイベント実施は、行政機関にとっても、組合にとっても、それぞれの専門分野に特化して被災地住民サービスを行うことができた。**孤独死防止対策としても有効**と思われる。

一関市には、宮城県気仙沼市の仮設住宅も設置。知らない土地での避難生活をされている方も多く、参加者から『**心身ともに癒やされた**。このようなイベントはうれしい』との声。

宮城県の方も対象に実施。

Ⅱ 暮らし再建・なりわい再生事業の展開 (2-5)

5 生衛組合による暮らし再建・なりわい再生プロジェクトの実施（平成23年9月～10月）

デーリー東北 23.9.29

食事振る舞い村民激励

野田で復興支援イベント

復興イベントですしの振る舞いを受ける村民＝28日、野田村役場車庫

岩手県生活衛生同業組合久慈地区連絡協議会（桑畑博会長）などは28日、野田村役場周辺で、東日本大震災の復興支援イベント「暮らし再建・なりわい再生プロジェクト」を開き、県内各地から駆け付けた飲食店の関係者らがすしやラーメンを提供し、村民を元気づけた。

同協議会は飲食店や理容店、クリーニング店などで構成。4月から3カ月間、久慈、野田、田野畑の3市村の避難所に弁当約59万食を提供するなど支援に当たった。

イベントは厚生労働省の助成を受けて開催された。沿岸被災地や内陸の盛岡市、奥州市からも応援に駆け付け、牛丼300食、すしとラーメン各500食を振る舞った。

映画上映やカラオケバスの開放も実施。県や村、村商工会は生活や健康、資金融資の相談窓口を開設した。

村立野田中学校の仮設住宅で暮らす無職近藤義美さん(七五)は「豪華な昼食を取ることができた」と満足げ。

桑畑会長は「思った以上の盛況ぶりで驚いている。今後は他の沿岸被災地にも出向き、復興の機運を高めたい」と意気込んだ。

岩手日報

炊き出しのサケ汁を笑顔で受け取り、満足そうな来場者

炊き出し、映画 元気お届け

山田で暮らし再建イベント

県生活衛生同業組合山田地区連絡協議会（稲川善昭会長）などは26日、山田町八幡町の町役場周辺で「暮らし再建・なりわい再生プロジェクト」を開いた。ラーメンの炊き出しや映画上映を行い、来場者を楽しませた。

同協議会員らがラーメン500食、サケ汁600食などを町保健センター前で振る舞い、商工会館では映画「うさぎドロップ」を上映した。

来場者は「おいしい」と声を上げ、食欲の秋を満喫していた。友達と3人で訪れた同町山田の阿部富子さん(68)は「期待以上の味だった。いい天気の中、話をしながら食べられて幸せ」と顔をほころばせた。

プロジェクトは同組合が「被災した住民と事業者が一緒に元気になろう」と企画し、野田村に続き2回目。11月に宮古市で第3回を行う予定。

Ⅱ 暮らし再建・なりわい再生事業の展開 (2-6)

6 すし組合の被災地での取組み

2013年11月、普代村体育館

最初に伊藤理事長が注意事項を説明

５人ずつ太巻き作りに挑戦しました。

ご飯を広げて具をのせて！

子供たちもすし職人も一生懸命です。小さい子供さんとは一緒に巻きました。

太巻きを切ってもらい折詰めに

子供たちが作った太巻きの折詰完成

太巻きは親子でいただきました。

Ⅱ 暮らし再建・なりわい再生事業の展開 (2-7)

すし組合の被災地での取組み

2012年10月、山田町　船越小学校

Ⅲ 市町村と各地区連絡協議会との災害支援協定 (3-1)

1　はじめに

東日本大震災では、反省点として、事前に行政との災害支援協定を締結し、行政と連携して訓練を行っていれば、もっと早く事業展開ができたのではないかという思いがしていた。

2　行政（市町村や都道府県）と災害支援協定を締結する目的

岩手県内において地震、津波や水害により「大規模な災害が発生」したときに、住民に最も身近なところにある私ども生活衛生営業者の組合である「岩手県生活衛生同業組合」が、組織として被災者を救助支援しようとするもの

災害は局地的では無く、広範囲に起こりえることも想定し、広域的に岩手県内一円についての対応が可能となるよう、**全県的な支援協力体制を構築**するもの

3　協定締結方法

協定の当事者を、**市町村と締結する場合は、各地区生活衛生同業組合連絡協議会及び中央会**と、**県と締結する場合は、中央会及び県指導センター**とした。

4　災害支援協定締結

2012年9月5日、岩手県北沿岸4市町村からスタートし、2013年1月22日までに、沿岸部市町村と締結。2月6日に盛岡市、3月25日に岩手県と締結した。

Ⅲ 市町村と各地区連絡協議会との災害支援協定(3-2)

5 岩手県知事、岩手県生衛組合中央会長、県指導センター理事長の三者協定

災害時における救助に関する協定書

岩手県(以下「甲」という。)と、岩手県生活衛生同業組合中央会及び財団法人岩手県生活衛生営業指導センター(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)
第１条 この協定は、岩手県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の救助の実施に関し、乙の協力について必要な事項を定める。

(協力要請)
第２条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。
(1) 県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
(2) その他知事が特に必要と認めるとき。
２ 乙は、甲からの協力要請があった場合は、乙の会員である生活衛生同業組合(別表)の協力のもとに、可能な限り誠実に実行するものとする。

(協力の内容)
第３条 甲が乙に要請する協力は、次に掲げる事項とする。
(1) 宿泊施設を避難場所とした上での宿泊、入浴及び食事の提供
なお、通常提供されるサービスの全ての提供を求めるものではない。
(2) 食材の提供及び炊き出し
(3) 交通途絶のため、帰宅することが困難な者のうち徒歩で帰宅する者に対する次の支援
ア 水道水、トイレ等の提供
イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所等に関する情報の提供
(4) その他甲乙が協議し必要と認める事項

(要請の方法)
第４条 乙への協力の要請は、甲が、期間、場所及び人数等を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。
なお、前条第３号の乙の協力は、甲の要請を待つことなく、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施できるものとする。
２ 乙は、甲の要請の範囲内において、協力を受ける市町村と直接協議することができるものとする。

(費用負担)
第５条 協力に要する費用は、甲が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格を基準として、関係者が協議して定めるものとする。
なお、第３条第３号に要した費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(取消料)
第６条 乙は、協力要請後に取り消しがあった場合、甲又は市町村に対し取消料は請求しないものとする。

(有効期間)
第７条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の１箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)
第８条 この協定に定める事項について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年３月２５日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙 岩手県生活衛生同業組合中央会
代表者 会 長 西 部 邦 彦

乙 財団法人 岩手県生活衛生営業指導センター
代表者 理事長 小 暮 信 人

Ⅲ 市町村と各地区連絡協議会との災害支援協定(3-3)

6 沿岸市町村との協定締結スタート！

2012年9月5日、於：久慈合庁

7 岩手県総合防災訓練に初参加！

2013年9月1日、於：久慈市　豚汁1,200食提供

8 私たちの行う地域貢献活動！

協定締結後、店頭表示ステッカー

（平成23年9月～）

Ⅳ まとめ：生衛組合、指導センターの有する社会的機能を再確認

1　大規模災害は今日どこでも発生する可能性がある。
その時、私たち生衛業者は何ができるのかを考え、
今から『備え』を行いましょう！

岩手県センターHPへ

2　行政：特に市町村との災害支援協定を締結し、住民に身近な生活衛生営業者として、**地域防災力向上に寄与**しましょう！

※生衛組合として、日頃から県や市町村の防災訓練に参加など

3　コロナからの復興も含め、**住民への周知**を積極的に行いましょう！

営業者にも、地域住民にも、行政にも、組合を知ってもらう、組合活動をPR

※　岩手県生活衛生営業指導センターでは、本講義資料、H23、H24復興支援事業データを、指導センターHPに掲載しております。